

◎新潟県告示第609号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

漁協	加入区の名称	区域
新潟	村上市岩船港	村上市赤沢、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、飯野西、石原、泉町、鑄物師、岩ヶ崎、岩船、岩船上町、岩船上大町、岩船下大町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船北浜町、岩船地蔵町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船三日市、岩船港町、岩船横新町、上相川、下相川、上の山、上山田、下山田、馬下、大栗田、大欠、大関、大月、大町、小国町、加賀町、鍛冶町、柏尾、片町、上片町、学校町、上町、日下、久保多町、下渡、小谷、小町、細工町、幸町、肴町、山辺里、三之町、塩町、庄内町、新町、菅沼、杉原、瀬波、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、瀬波温泉三丁目、瀬波上町、瀬波新田町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、大工町、滝の前、田端町、坪根、寺町、天神岡、長井町、中川原団地、仲間町、西興屋、二之町、野潟、羽黒口、羽黒町、羽下ヶ淵、浜新田、早川、東興屋、堀片、間島、松波町、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松山、三日市、四日市、八日市、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、南町一丁目、南町二丁目、村上、本町、門前、安良町、山居町一丁目、山居町二丁目、吉浦、若葉町、塩谷の区域